環境省・経産省

中小企業の設備導入を支援
リース補助事業を開始

環境省は、昨年6月から中堅・中小企業の低炭素設備の導入促進を支援する「家庭・事業者向けエコリース促進事業」を実施している。また、経済産業省は同12月、東日本大震災で被災した中小企業の二重リース債務負担を軽減する「被災中小企業復興支援リース補助事業」を開始した。両事業は、被災地の中小企業の復旧・復興や電力需給のひっ迫緩和を後押しすることを目的としており、併用も可能となっている。

エコリース促進事業

支援を通じた温暖化対策

2020年までに温室効果ガスを1990年比25%削減という中期目標達成のためには、特に家庭、業務、運輸部門の大幅な排出削減が急務となっている。また、これらの部門で、2020年までに低炭素機器（使用段階においてCO_2の削減に資する機器）を導入するなど、取り組むべき対策を講じるために必要となる追加投資額は58兆円に上るともいわれている。

こうした中、低炭素機器の導入には、これまで各種優遇制度が講じられてきた。しかし一方で、中小企業が金融機関からの借り入れを補完する際に重要となる、リースへの優遇制度は限定的だった。

そこで、環境省では、低炭素機器の中小企業などへの普及を加速させるため、リースで導入した場合、銀行ローンや現金などによる購入と比べて不利にならないよう、支援措置として「家庭・事業者向けエコリース促進事業（以下「エコリース促進事業」）」を昨年6月から開始した。

初期投資費用が不要

リースの一般的なメリットとして、①初期投資費用が不要、②最新機器の計画的な入れ替えが可能、③コスト把握が容易、④資金調達手段の多様化、といったことが挙げられる。低炭素機器は従来機器より割高な傾向にあることから、ユーザーにとって多額の現金支出が不要なリースへの期待は高い。

中堅企業も利用可能

同事業を利用できるのは、低炭素機器の中小企業（リース先企業）の要件は、「資本金10億円未満の会社法上の会社」となっていることから、中小企業だけでなく中堅企業も利用が可能。また、常時使用する従業員の数が300人以下の医療法人や、家庭などの個人も活用できる。

工作機械などの産業機械も対象

多くの助成制度は特定機器を対象としているが、同事業では再生可能エネルギーや産業用機械、冷熱機器など幅広い製品群の低炭素機器を対象としている。これまでに300件以上の申し込みがあったが、工作機械での利用が最も多く、さらに太陽光発電装置やボイラー、業務用ショーケースなど、さまざまな機器で利用されている。

対象となる機器は、環境省が定めた基準を満たすことを要件としている。なお、メーカーから掲載依頼のあった機器については、低炭素投資促進機構のホームページ（http://www.teitanso.or.jp/target_instrument/info）で確認することができる。

リース料総額の3%を補助

補助金額は、補助対象となる低炭素機器部分のリース料総額（消費税を除く）の3%となっている。

なお、補助対象機器と補助対象外機器の両方を含む契約については、補助対象機器部分のみが対象となる。また、設置機器本体だけでなく、据え付け費用などの一部も、補助対象外機器の一部も、補助対象となるリース料に含めることができる。

東北3県の補助率10%に引き上げ

震災の被災地域の復旧・復興や電力需給のひっ迫の解消を図るためには、低炭素機器や再生可能エネルギーの普及を加速させる必要がある。そこで、昨年11月1日から、岩手・宮城・福島の3県に限定して、補助率を現行の3%から10%に引き上げている。

全国94社で利用可能

同事業を利用するには、環境省が指定したリース事業者と契約を結ぶ必要がある。現在、94社が指定されており、全国展開する事業者以外にも、北海道から沖縄まで地元金融機関の系列であるリース会社が多く含まれている。

なお、環境省では、来年度事業として、指定リース事業者を新たに公募することを予定している。

リース先企業は手続き不要

補助金の申請手続きは、指定リース事業者が行う。そのため、低炭素機器のユーザーであるリース先企業は、申請に係る面倒な手続きが不要となる。

なお、補助金は、指定リース事業者に交付されるため、リース先企業には直接交付されないが、リース事業者は契約時に「補助金全額をリース料低減に充当する」という内容の特約などを結ぶことが交付を受ける条件となっていることから、リース先企業は実質的に補助金のメリットを受けられることとなる。

なお、導入機器によるCO2削減の成果など、モニタリング報告は不要。

※詳細は、本事業の補助事業者であるESCO推進協議会の専用ホームページ（http://www.jaesco.or.jp/ecolease-promotion/）を参照

復興支援リース補助事業

被災中小企業を支援

東日本大震災で被災した中小企業の中には、滅失したリース物件の債務が、事業再開に向けた新たな設備投資の負担となっているケースが見られる。

そこで、経産省では、こうした二重債務負担の軽減を図るため、今年度第3次補正予算において、被災したリース物件を再度リースで導入する場合、新規のリース料の一部を補助する「被災中小企業復興支援リース補助事業（以下「復興支援リース補助事業」）」を創設。昨年12月12日から申し込みの受け付けを開始した。

震災以降のリース契約が対象

同事業では、震災直後の昨年3月14日以降に結ばれたリース契約であれば、さかのぼって補助金の申請を行うことが可能で、その対象は、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」第2条第一の「構造又は用途」、別表第二の「設備の種類」、別表第三、別表第五、別表第六の「種類」

既存契約の条件変更が必要

同事業は、被災中小企業の資金繰りの安定を図るため、リース会社に対しては、リース先企業からの求めがない限り、被災リース物件の契約について期間延長、返済額軽減などの条件変更を行うことを条件としている。

リース料総額の10%を補助

同事業の補助金額は、対象となるリース物件部分のリース料支払い総額（消費税を除く）の10%となっている。

なお、環境省のエコリース促進事業と同じく、補助対象機器と補助対象外機器の両方を含む契約は、補助対象機器の部分のみが対象となる。また、設置機器本体だけでなく、据え付けなどの費用の一部も、対象となるリース料に含めることができるほか、リース先にとって面倒な補助金の申請手続きも不要となる。

※詳細は、本事業の補助事業者である日本商工会議所専用ホームページ（http://www.hikkolease.jp/）を参照

指定業者は79社

同事業を利用するには、経産省が指定したリース事業者と契約を結ぶ必要がある。現在、79社が指定を受けており、事業者の中には全国で事業を展開する企業に加え、被災地域の地場リース会社やオートリース会社も含まれている。

※詳細は、本事業の補助事業者である日本商工会議所専用ホームページ（http://www.hikkolease.jp/）を参照

環境省と経産省が協力し復興を後押し

両事業は併用可能

エコリース促進事業と復興支援リース補助事業は、被災地の早期復興を強力に後押しするとともに、電力需給のひっ迫を解消するための対策として、併用が可能となっている。

◇

政府は、昨年8月5日に閣議決定した「日本再生のための戦略に向けて」の中で、グリーン・イノベーション戦略の強化や、新たなエネルギー・環境産業が雇用を生み出す社会の構築などを目的とする「革新的エネルギー・環境戦略」を策定するとしている。また、同7月29日に公表した「東日本大震災からの復興の基本方針」では、復興施策として地域の産業・雇用回復の観点から、被災中小企業などの支援を提示。さらに、震災の教訓を踏まえた国づくりとして、再生可能エネルギーの導入促進や、省エネルギー対策の推進などを掲げている。

今後は、被災地の復旧・復興に加え、地球規模で求められる温暖化対策を一層促進するため、従来にも増してあらゆる政策手法を活用していく必要がある。このような状況の中、リースの役割はさらに重要性を増していくものと考えられ、両事業が中小企業などの設備投資に有効な手段として活用されていくことに期待したい。

〈両事業のスキーム〉

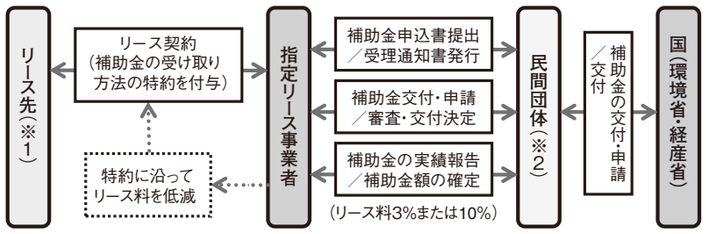

（※1）環境省のエコリース促進事業では中堅・中小企業などの事業者および家庭（個人）、経産省の復興支援リース補助事業では被災中小企業がリース先の対象となる
（※2）環境省のエコリース促進事業では一般社団法人ESCO推進協議会、経産省の復興支援リース補助事業では日本商工会議所が補助事業を行う民間団体となっている

〈利用要件〉

	エコリース促進事業	復興支援リース補助事業
所管省庁	環境省	経済産業省
予算額	20億円	100億円
対象地域	全国	特定被災区域
補助率	リース料総額の3% ただし、岩手・宮城・福島の3県に係るリース契約は10%（※1）	リース料総額の10%
リース先	・中堅・中小企業 （資本金10億円未満の会社法上の会社） （常時使用する従業員の数が300人以下の医療法人など） ・個人事業主 ・家庭（個人）	東日本大震災によりリース設備などの滅失などによりリース債務を抱えた ・中小企業 （中小企業基本法第2条に規定されるもの他） ・個人事業主
対象機器	・環境省が定めた基準を満たす再エネ・省エネ機器 ・新品のみ対象 ・日本国内に設置される機器	・被災リース物件と同一分類の物件（※2） ・新品・中古品ともに対象
リース契約の要件	・所有権移転外リース ・途中解約または解約が原則できない契約 ・リース期間は3年以上であること ・補助対象機器部分のリース料総額が300万円以上2億円以下であること ・補助金の申し込み前に結ばれた契約は対象外	・所有権がリース先に移転しないリース ・途中解約または解約が原則できない契約 ・リース期間は1年以上15年以内であること ・補助対象機器部分のリース料総額が100万円以上2億円以下であること（※3） ・既存のリース債務に対し、リース会社が条件変更（期間延長、返済額軽減など）に応じていること ・平成23年3月14日以降に結ばれた契約
開始時期	平成23年6月15日	平成23年12月12日
受付期限	今年度分は3月2日 ※対象機器の設置期限:3月15日	平成26年3月31日
補助事業者	ESCO推進協議会	日本商工会議所

（※1）エコリース促進事業では、以下のいずれかの要件を満たしたリース契約の場合には補助率が10%となる
①リース先が東北3県のいずれかに本店所在地がある企業または住民票の個人であること
②リース機器が東北3県のいずれかに設置されるものであること
（※2）同一の分類とは、「法定耐用年数の別表」において同じ分類であるものをいう
（※3）リース物件が自動車の場合は、普通自動車などの場合は、1台当たり400万円以下、その他の自動車の場合は2億円以下を要件としている

〈補助率の組み合わせ表〉

リース物件の設置地域	エコリース促進事業	復興支援リース補助事業	両事業を併用した場合（※2）
東北3県（※1）	10%	10%	20%
特定被災地域（東北3県以外）	3%	10%	13%
その他の地域	3%	対象外	3%

（※1）エコリース促進事業では、東北3県に本店所在地を有する事業者であれば、他の地域にリース物件を設置した場合でも、補助率は10%となる
（※2）両事業を併用する場合には、両事業の要件を満たすとともに、両事業の指定を受けた指定リース事業者とリース契約を結ぶ必要がある

〈指定リース事業者一覧〉

両事業の指定事業者	エコリース促進事業のみの指定事業者	復興支援リース補助事業のみの指定事業者
いわぎんリース・データ㈱、NTTファイナンス㈱、エヌディーリース・システム㈱、オリックス㈱、きたぎんリース・システム㈱、きらやかリース㈱、興銀リース㈱、コマツビジネスサポート㈱、JA三井リース㈱、㈱しぐまリース、七十七リース㈱、首都圏リース㈱、商工中金リース㈱、㈱常陽リース、昭和リース㈱、神鋼リース㈱、鈴与㈱、住信・パナソニックファイナンシャルサービス㈱、東京センチュリーリース㈱、とうぎん総合リース㈱、東芝ファイナンス㈱、東邦リース㈱、中道リース㈱、日通商事㈱、日本電子計算機㈱、㈱日本包装リース、日立キャピタル㈱、百十四リース㈱、㈱ふくぎんリース、芙蓉総合リース㈱、三井住友ファイナンス&リース㈱、三菱UFJリース㈱、三菱電機クレジット㈱、リコーリース㈱	青信リース㈱、尼信リース㈱、阿波銀リース㈱、㈱イデックスリース、いよぎんリース㈱、NECキャピタルソリューション㈱、大分リース㈱、オーシャンリース㈱、おかしんリース㈱、㈱おきぎんリース、海銀リース㈱、環境エネルギー普及㈱、関西アーバン銀リース㈱、㈱関電L&A、九州自動車リース㈱、㈱九州リースサービス、㈱キューデン・エコソル、京銀リース・キャピタル㈱、共友リース㈱、近畿総合リース㈱、ぐんぎんリース㈱、㈱高志インテック、㈱札幌北洋リース、山陰総合リース㈱、滋賀コープサービス㈱、四銀総合リース㈱、静銀リース㈱、十六リース㈱、しんきん総合リース㈱、しんきんリース㈱、㈱しんきんリース、スルガ・キャピタル㈱、大協リース㈱、大光リース㈱、第四リース㈱、ちばぎんリース㈱、中信総合リース㈱、TISリース㈱、㈱とちぎんリーシング、トマトリース㈱、トモニリース㈱、富山リース㈱、とりぎんリース㈱、中日本バンリース㈱、日新リース㈱、ニッセイ・リース㈱、八十二リース㈱、浜銀ファイナンス㈱、日立建機リーシング㈱、ひろぎんリース㈱、ぶぎん総合リース㈱、㈱福銀リース、北越リース㈱、北銀リース㈱、北国総合リース㈱、三重リース㈱、三井ホームリンケージ㈱、みなとリース㈱、宮銀リース㈱、山梨中銀リース㈱	㈱アマダリース、㈱イチネン、㈱エース・オートリース、エス・ディー・エル㈱、MMCダイヤモンドファイナンス㈱、㈱オリコオートリース、オリックス自動車㈱、興銀オートリース㈱、ジェイアール東日本レンタリース㈱、JA三井リースオート㈱、JA三井リース建物㈱、シャープファイナンス㈱、住友三井オートサービス㈱、㈱大東リース、ダイヤモンドレンタルシステム㈱、ダスキン共益㈱、T&Dリース㈱、東京オートリース㈱、東京トヨペット㈱、東銀リース㈱、東洋カーマックス㈱、トヨタ東京カローラ㈱、トヨタファイナンス㈱、㈱トヨタレンタリース秋田、トヨタレンタリース岩手㈱、㈱トヨタレンタリース大阪、㈱トヨタレンタリース神奈川、㈱トヨタレンタリース仙台、㈱トヨタレンタリース宮城、㈱トヨタレンタリース山形、㈱日医リース、㈱日産ファイナンシャルサービス、ニッポンレンタカーサービス㈱、日本カーソリューションズ㈱、㈱ニューリース、ネッツトヨタ郡山㈱、ネッツトヨタ東京㈱、㈱ビジネスパートナー、日立キャピタルオートリース㈱、福岡トヨペット㈱、芙蓉オートリース㈱、マツダオートリース㈱、みちのくリース㈱、三菱オートリース㈱、ヤマトリース㈱